

大口町告示第10号

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月15日

大口町長 鈴木雅博

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第96号）の一部を次のように改正する。

第3条中「婚姻が確認できる法律上の夫婦」を「妊娠を希望する女子（以下「妻」という。）及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「夫」という。）（以下「夫婦」という。）」に、「産科、婦人科又は産婦人科若しくは泌尿器科又は皮膚泌尿器科」を「産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科」に、「助成の対象となる治療を受けた日において」を「治療期間及び申請日のいずれにおいても」に改める。

第4条を削る。

第5条第1項中「産科、婦人科又は産婦人科若しくは泌尿器科又は皮膚泌尿器科」を「産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科」に改め、同項後段を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第3号から第5号」を「第3号及び第4号」に改め、同項第3号中「証明できる書類」の次に「又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、治療当事者両人が重婚でないことを証明できる書類、同世帯であることを証明できる書類及び事実婚関係に関する申立書（様式第3）」を加え、同項第5号を削り、同条を第7条とする。

第9条中「様式第3」を「様式第4」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「様式第4」を「様式第5」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「様式第5」を「様式第6」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

様式第1中「第8条」を「第7条」に改め、「2. 法律上の婚姻をしている夫婦であること」の次に「、または、事実婚関係であること」を加え、「④」、「4. 夫及び妻の所得額を証明する書類」、「印鑑と」及び「2 前年所得の状況（1月から5月

の申請にあっては、前々年) … (支給要件として所得制限がありますので、所得状況を確認します。)」を削る。

様式第2を次のように改める。

様式第2（第7条関係）

一般不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、次のとおり人工授精を実施し、これに係る医療費〔本人負担分〕を徴収したこと
を証明します。

年　月　日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

医療機関記入欄（主治医がご記入ください。）

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		年　月　日(歳)		年　月　日(歳)
貴医療機関における治療開始年月日		年　月　日		
今回の治療期間	年　月　日～年　月　日			
今回の人工授精実施回数（回）				
本人負担額の内訳	区分	医療機関徴収分①		薬局徴収分②
	年　3月分	円		円
	年　4月分	円		円
	年　5月分	円		円
	年　6月分	円		円
	年　7月分	円		円
	年　8月分	円		円
	年　9月分	円		円
	年10月分	円		円
	年11月分	円		円
	年12月分	円		円
	年　1月分	円		円
年　2月分	円		円	
〔今回の治療にかかった金額合計〕				
領収金額		円（上記本人負担額①～②の合計額となります。）		

- 注1 当該患者に関して行った人工授精（保険適用外）に係るもののみご記入ください。
- 2 人工授精に係るものには事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIVなどの感染症検査費用、採精（事前採取も含む）費用、精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る）、精子の濃縮・洗浄等に要する費用、排卵日を特定するための検査費用（エコー検査）、排卵誘発のためのHCG注射等の費用、精子を子宮内に注入するための費用、人工授精後、感染予防のため服用する抗生素等の費用が含まれます。
- 3 院外処方が有る場合は、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」へ薬局の領収書から本人負担額を転記してください。
- 4 文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。

様式第5中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を様式第6とする。

様式第4中「第10条」を「第9条」に改め、「⑩」を削り、同様式を様式第5とする。

様式第3中「第9条」を「第8条」に改め、同様式を様式第4とする。

様式第2の次に次の1様式を加える。

様式第3（第7条関係）

事実婚関係に関する申立書

年　　月　　日

下記2名については、事実上婚姻関係にあります。

① 一般不妊治療費助成事業申請者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 一般不妊治療費助成事業申請者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由（①と②が別世帯となっている場合に記入）

大口町長

様

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。